

## 平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る

### 一部負担金等の支払いの免除について

この度の、平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当健康保険組合では、今般の災害により甚大な被害を受けられた加入者の方につきまして、医療機関等の窓口における一部負担金等の支払いの免除を行っているところですが、この取り扱いを、令和元年 12 月末日まで延長することとしましたのでお知らせ致します。

#### 対象者（以下の 1 及び 2 のいずれにも該当する方）

1. 平成 30 年 7 月豪雨に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村（内閣府ホームページ参照）に住所を有する当健康保険組合の被保険者又は被扶養者（災害発生時以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）
2. 平成 30 年 7 月豪雨を原因として、次のいずれかの状況にあり、当健康保険組合に対して一部負担金等免除申請を行い、一部負担金等免除証明書の交付を受けた方
  - ・住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合
  - ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
  - ・主たる生計維持者の行方が不明である場合
  - ・主たる生計維持者が業務を廃止し又は休止した場合
  - ・主たる生計維持者が失職し現在収入がない場合

**※ 医療機関等の窓口における一部負担金等の支払いの免除を受けるためには、「健康保険被保険者証」と「一部負担金等免除証明書」を医療機関等の窓口で提示する必要があります。**